

復刻版

みんなの経営ミニ

2024.4.30

労基署調査による違反件数トップ^o 10

令和4年度の労基署調査の詳細が発表されました

労働基準監督署では毎月一定の計画に基づいて「定期監督」と呼ばれる調査が行われており、その調査における違反件数の上位10項目が発表されました。

	項目	主な違反事例
1位	健康診断	健康診断後の医師の意見聴取未実施
2位	安全基準	危険な機械や工事等の安全対策不足
3位	労働時間	労基法の基準を超える労働時間過多
4位	割増賃金	残業代の不足・未払い
5位	年次有給休暇	年5日の未取得
6位	労働条件の明示	雇用契約書等の未作成
7位	賃金台帳	賃金台帳の未作成及び記載不足
8位	年次有給休暇管理簿	年次有給休暇管理簿の未作成
9位	就業規則	10人以上での就業規則未作成
10位	時間把握	出勤簿・タイムカードによる時間把握なし

近年では調査件数も増えていきますので、自社の現状について不安・不明点がある場合は担当者までご連絡ください。

かわべのこぼれ話

定額減税について

6月より定額減税がスタートします。

定額減税とは住民税が1万円、源泉所得税が3万円（扶養家族一人につき3万円追加）分を減税するというものです。

その実施方法として、源泉所得税については6月以降に支給する給与及び賞与から徴収される源泉所得税を3万円分控除し、控除しきれない場合は翌月以降で順次控除します。

最終的に年末調整で調整することとなりますが、途中で扶養人数が変わった場合や控除額が3万円に満たなかった場合などの詳細な取扱いが未だ不明確で、分かりやすい制度となることを期待します。

西田労務経営事務所



外国人受け入れの現状と新制度

2023 年 11 月に外国人受け入れ・共生に関する拡充が提言されました

2023 年 11 月に「外国人受け入れ・共生に関する有識者会議」から法務大臣へ最終報告書が提出されました。

この最終報告書によると、現在の「技能実習制度」を廃止し、その拡充案となる「育成就労制度（仮）」が強く打ち出されています。

「育成就労制度（仮）」の詳細はこれから決まっていくと思いますが、人手不足の現状を解決する一助となってくれることを期待します。

■ 技能実習と育成就労制度（仮）の違い

- ・技能実習よりも高いレベルの日本語力が必要
- ・期間中の転籍が可能となる
- ・管理団体への規制強化
- ・外国人技能実習機構と労働基準監督署及び地方の出入国管理局との連携強化
- ・受け入れ機関へのチェック体制見直し



ゴールデンウィークは気温の変化が大きくなりますので、体調を崩さないようお気を付けください。

西田労務経営事務所

〒003-0021 札幌市白石区栄通 7 丁目 1-10-305

TEL : 011-598-9203 FAX : 011-598-9206

Mail : sapporo@kyodo-keiei.co.jp

筆者について

川邊 健人（カワベ Kent）

1992 年札幌生まれ

2021 年 2 月西田事務所入社

趣味・特技 スポーツ観戦、将棋

